

議案第11号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則について

鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年3月17日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

鳥取県教育委員会事務局等組織規則等の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課長会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 課長会議は、<u>本庁(課を除く。)</u>に置く次長、教育次長及び本庁組織の長をもって組織し、教育長がこれを主宰する。</p>	<p>(課長会議)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 課長会議は、<u>教育次長、本庁(課を除く。)</u>に置く次長及び本庁組織の長をもって組織し、教育長がこれを主宰する。</p>
<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁(課を除く。)に<u>次長、理事監、教育次長又は参事監</u>を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p>	<p>(職制)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 特に必要があると認めるときは、本庁(課を除く。)に<u>理事監、教育次長、次長又は参事監</u>を、本庁の各課に参事又は課長補佐を、教育人材開発課に教育人材開発主査を、小中学校課に義務教育主査又は社会教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、いじめ・不登校総合対策センターに次長を、社会教育課に社会教育主査を、人権教育課及び体育保健課に指導主査を、文化財課に文化財主査を置くことができる。</p>
<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 本庁(課を除く。)に置く次長 教育長を助けて、<u>教育委員会事務局の事務を掌理するとともに、教育行政に係る重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p>(3) <u>教育次長 教育長を助けて、学校教育に係る事務を総括し、その企画及び総合調整に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>第8条 前条に掲げる職の職務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育次長及び本庁(課を除く。)</u>に置く次長 教育長を助けて、<u>教育委員会事務局の事務を掌理し、教育長に事故がある場合は、その職務を代行する。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p>

## (12) 略

## 別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員健康管理審査会	
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
略	
鳥取県特別支援教育推進委員会	特別支援教育課
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会（高等学校に係るものに限る。）	高等学校課
鳥取県立学校第三者評価委員会	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
略	
鳥取県立高等学校農林水産人材育成事業運営指導委員会	
略	
略	社会教育課
鳥取県子どもの読書活動推進委員会	
鳥取県青少年社会教育施設運営委員会	

## (11) 略

## 別表第2 (第18条関係)

附属機関	庶務担当機関
略	教育総務課
鳥取県教育委員会職員結核・一般病健康管理審査会	
鳥取県教育委員会職員神経・精神障がい健康管理審査会	
略	
鳥取県教科用図書選定審議会	小中学校課
鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会	
略	
鳥取県就学支援委員会	特別支援教育課
鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会	
鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会	
鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	
略	
鳥取県立学校学校関係者評価委員会（高等学校に係るものに限る。）	高等学校課
鳥取県キャリア教育推進会議	
鳥取県立学校第三者評価委員会	
鳥取県地域の産業界と学校のネットワーク会議	
鳥取県英語教育推進会議	
鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営指導委員会	
鳥取県高校生英語弁論大会審査会	
鳥取県高校生理数課題研究等発表審査会	
略	
鳥取県立高等学校運営指導委員会	
略	
略	社会教育課
鳥取県子どもの読書活動推進委員会	
鳥取県立船上山少年自然の家運営委員会	
鳥取県立大山青年の家運営委員会	

		鳥取県教育委員会指定管理候補者 審査委員会	
		鳥取県教育委員会指定管理施設運 営評価委員会	
鳥取県立図書館協議会	図書館	鳥取県立図書館協議会	図書館
		鳥取県育英奨学生選考委員会	人権教育課
略		略	
		鳥取県学校の安全教育推進委員会	体育保健課
		鳥取県子どもの体力向上支援委員 会	
		鳥取県武道指導推進委員会	
		鳥取県がん教育推進協議会	
鳥取県教育委員会指定管理候補者 審査・指定管理施設運営評価委員 会	調査審議する事 項を所管する本 庁組織		
鳥取県教育委員会補助金等審査会			
鳥取県教育委員会公募型プロポー ザル方式受注者選定等審査会			
鳥取県教育委員会表彰・認定等審 査会			

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 <u>次長・理事監・参事監・課長・室長・参事・課 長補佐・係長</u> 2・3 略	別表(第3条関係) 1 事務職員又は技術職員をもって充てる職 <u>理事監・次長・参事監・課長・室長・参事・課 長補佐・係長</u> 2・3 略

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成12年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、 <u>本庁(課を除く。)</u> に置く	(公の意思の形成への参画に携わる職) 第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。 (1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)第7条の規定により置かれる課の長、 <u>理事監、教育次長、本庁</u>

次長、理事監、教育次長及び参事監並びに同規則 第16条第1項の規定により置かれる局長 (2)～(9) 略	(課を除く。)に置く次長及び参事監並びに同規 則第16条第1項の規定により置かれる局長 (2)～(9) 略
--	---

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。